民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成 11 年 法律第 117 号)第5条第1項の規定により、特定事業の実施に関する方針を 定めましたので、同条第3項の規定により、別冊のとおり公表します。

令和 4年 7月 6日

北陸地方整備局長 内藤 正彦

# 国道41号黒崎電線共同溝PFI事業

実施方針

令和4年7月

国土交通省北陸地方整備局

# — 目 次 —

第	草 特定事業の選定に関する事項	1
1.	特定事業の事業内容に関する事項	1
(1)	事業名称	1
(2)	事業の対象となる公共施設等の種類	1
(3)	事業の対象となる公共施設等の名称	1
(4)	公共施設等の管理者等	1
(5)	本事業の目的	1
(6)	特定事業の概要	2
(7)	事業方式	2
(8)	事業期間	2
(9)	事業スケジュール	3
(10	) 事業者への支払い	3
(11	)本事業の実施に関する協定等	3
(12	) 遵守すべき法令等	3
(13	)事業期間終了時の措置	4
2.	特定事業の選定方法に関する事項	4
(1)	選定基準	4
(2)	評価方法	4
(3)	選定結果の公表	4
第 2	2章 民間事業者の募集及び選定に関する事項	5
1.	民間事業者の募集及び選定	5
2.	民間事業者の選定方法	5
(1)	入札公告	5
(2)	質問受付	5
	質問回答	
(4)	第一次審査資料の受付	5
(5)	第一次審査結果の通知	5
	入札書及び第二次審査資料の受付	
(7)	ヒアリング	6
	民間事業者の選定	
	第二次審査結果の公表	
	民間事業者の募集及び選定に関する手順・スケジュール	
4.	第二次審査の方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
	有識者委員会の設置	
	審査の内容	
	民間事業者の選定	
5.	提出書類の概要	7
(1)	提出書類の内容	7

(2)	提出書類の取扱い	8
6.	応募者の参加資格要件	8
(1)	応募者の構成	8
(2)	応募者共通の参加資格要件	. 10
(3)	設計企業の参加資格要件	. 11
(4)	工事企業の参加資格要件	. 13
(5)	工事監理企業の参加資格要件	. 15
(6)	維持管理企業の参加資格要件	. 16
7.	競争参加資格確認基準日	. 17
第	3章 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項	. 18
1.	事業者の責任の明確化に関する事項	
(1)	責任分担の基本的考え方	. 18
(2)	想定されるリスクと責任分担	. 18
(3)	リスクが顕在化した場合の費用負担の方法	. 18
2.	事業者の責任の履行の確保に関する事項	. 18
(1)	契約保証金の納付等	. 18
(2)	事業の実施状況の監視及び改善要求措置	. 19
(3)	業務の履行の検査等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	. 19
第	4章 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項	
1.	事業対象区域に関する事項	
2.	本施設の計画に関する事項	
(1)		
(2)	解体撤去・復旧・移設対象施設	. 20
٠.	5章 事業契約の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項	
1.	疑義が生じた場合の措置	. 21
2.	管轄裁判所の指定	. 21
	6章 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項	
	事業の継続が困難となる事由が発生した場合の措置	
	事業の継続が困難となった場合の措置	
	事業者の帰責事由により事業の継続が困難となった場合	
	北陸地方整備局の帰責事由により事業の継続が困難となった場合	
(3)	いずれの責めにも帰さない事由により事業の継続が困難となった場合	. 22
	金融機関等との協議	
	7章 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項	
	法制上及び税制上の措置に関する事項	
	財政上及び金融上の支援に関する事項	
	その他の措置及び支援に関する事項	
	8 章 その他特定事業の実施に関し必要な事項	
	問合せ先	
2.	情報公開及び情報提供	. 25

3. 実施方針に関する説明会及び質問・意見の受付等	25
(1) 実施方針に関する説明会	25
(2) 設計図書等の閲覧	25
(3) 実施方針に関する質問・意見受付	25
(4) 実施方針に関する質問回答	26
(5) 意見に対するヒアリング	26
(6) 実施方針の変更	26
4. 使用言語	26
5. 提出書類の作成に関する事項	26
別紙1 事業対象位置図	27
別紙 2-1 事業対象区域図(設計業務・工事業務)	28
別紙 2-2 事業対象区域図(維持管理業務)	29
別紙3 リスク分担表	30
Summary	35
様式1 実施方針等への質問書	
様式 2 実施方針等への意見書	37

国土交通省北陸地方整備局(以下「北陸地方整備局」という。)は、国道41号富山県富山市蜷川〜富山県富山市黒崎地先において、電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成7年法律第39号)第2条第3項に定める電線共同溝(以下「電線共同溝」という。)の整備・維持管理事業について、民間の資金、経営能力及び技術的能力の活用により、効率的かつ効果的に施設整備等を行うため、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。)に基づく事業(以下「本事業」という。)として実施することを予定している。

この「国道41号黒崎電線共同溝PFI事業実施方針」(以下「実施方針」という。)は、PFI 法に基づく特定事業の選定及び当該特定事業を実施する民間事業者の選定を行うにあたり、「民間 資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針」(平成30年10月 23日閣議決定。以下「基本方針」という。)、「PFI事業実施プロセスに関するガイドライン」(令 和3年6月18日)等に基づき、本事業について、必要となる事項を定めたものである。

# 第1章 特定事業の選定に関する事項

## 1. 特定事業の事業内容に関する事項

#### (1) 事業名称

国道41号黒崎電線共同溝PFI事業(以下「本事業」という。)

## (2) 事業の対象となる公共施設等の種類

- ・電線共同溝(道路法(昭和27年法律第180号)第2条第2項9号に定める電線共同溝(道路の附属物))
- 道路(車道、歩道)
- 道路附属物(交差点照明、縁石等)

#### (3) 事業の対象となる公共施設等の名称

一般国道41号

## (4) 公共施設等の管理者等

国土交通大臣 斉藤 鉄夫

(本事業について国土交通大臣の事務を分掌する者 北陸地方整備局長 内藤 正彦) なお、本事業に係る基本協定及び事業契約については、北陸地方整備局が締結することを予定 している。

## (5) 本事業の目的

本事業は、道路の防災性の向上、安全で快適な通行空間の確保、良好な景観の形成や観光振興の観点から、電線共同溝の整備により無電柱化を行うものであり、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することで、効率的かつ効果的な事業実施を図ることを目的として行うものである。

## (6) 特定事業の概要

### ア 事業対象

本事業は、別紙1「事業対象位置図」に示す事業対象区域において整備する電線共同溝等(以下「本施設」という。)の設計及び工事(以下あわせて「整備」という。)並びに、電線共同溝の維持管理をPFI法に基づき実施するものである。

本事業の対象は、設計業務及び工事業務に関しては別紙 2-1「事業対象区域図(設計業務・工事業務)」に、維持管理業務に関しては別紙 2-2「事業対象区域図(維持管理業務)」に示す。

## イ 特定事業の業務内容

特定事業として民間事業者が実施する業務は、以下のとおりである。

#### (ア)設計業務

- a. 事前調查業務 (現地踏查、試掘調查、現況測量)
- b. 詳細設計業務
- c. 設計業務に係る調整業務(入線業者等との協議など)
- d. その他、上記の業務を実施する上で必要な関連業務

#### (イ)工事業務

- a. 既存支障施設の移設・解体撤去・復旧業務
- b. 整備工事業務(電線共同溝、道路、道路附属物の整備) ※電線の入線工事及び既存電柱・電線の撤去は業務に含まない。
- c. 工事業務に係る調整業務 (隣接店舗等との出入口調整など)
- d. 本事業で整備する施設の所有権移転業務
- e. その他、上記の業務を実施する上で必要な関連業務

#### (ウ)工事監理業務

a. 工事監理業務

#### (エ)維持管理業務

- a. 点検・補修業務
- b. 台帳作成・管理業務
- c. 維持管理業務に係る調整業務(入線業者等との抜柱・入線及び施設の点検・補修等 に係る調整など)
- d. その他、上記の業務を実施する上で必要な関連業務

## (7) 事業方式

本事業は、以下に示す事業方式(BTO (Build-Transfer-Operate)方式)で実施する。 民間事業者は、事業対象区域において、本施設の設計及び工事等の業務を行い、整備完了後に 本施設の所有権を国に移転する。その後、民間事業者は、事業期間が満了するまで、維持管理対 象施設の維持管理業務を行うこととする。

#### (8) 事業期間

本事業の事業期間は、北陸地方整備局と民間事業者との間で締結する本事業の実施に関する契約(以下「事業契約」という。)の締結日から令和28年3月31日までの約23年間とする。

## (9) 事業スケジュール

本事業の事業スケジュールは、以下を予定している。

事業契約の締結令和5年3月頃本施設の完成・引渡し令和12年3月頃事業完了令和28年3月末

## (10) 事業者への支払い

本事業における民間事業者への支払いは以下のとおりである。

ア 設計業務、工事業務及び工事監理業務に係る対価

北陸地方整備局は、本施設の設計、工事業務及び工事監理業務に係る対価について、国への 所有権移転後、令和 12 年度から令和 27 年度までの間、事業契約書に定める額を割賦方式に より支払う。

## イ 維持管理業務に係る対価

北陸地方整備局は、維持管理対象施設の維持管理業務に係る対価について、国への所有権移転後、令和12年度から令和27年度までの間、事業契約書に定める額を割賦方式により支払う。

なお、電線共同溝を電線の入線等で利用する利用者の道路占用料については、北陸地方整備 局が収受し民間事業者の収入とはしない。

### (11) 本事業の実施に関する協定等

北陸地方整備局は、PFI法に定める手続に従い本事業を実施するため、次のアからイまでに 掲げる協定等を締結する。

### ア 基本協定

北陸地方整備局は、選定された民間事業者(以下「選定事業者」という。)との間で、本事業の円滑な実施に必要な基本的事項を定めた基本協定を締結する。

なお、基本協定書(案)は、入札公告時に示す予定である。

#### イ 事業契約

北陸地方整備局は、基本協定の定めるところにより、選定事業者が設立した特別目的会社 (以下「SPC」という。)又は選定事業者(一定の要件を満たす場合)のうちの代表企業(第2章6.(1)イで規定する代表企業)との間で事業契約を締結する予定である。SPC又は選定事業者(以下「事業者」という。)は、当該事業契約に基づいて本事業を実施する。なお、事業契約書(案)は、入札公告時に示す予定である。

また、一定の要件を満たす場合とは、第2章6.(1)工に示す一定の要件を参照すること。

### (12) 遵守すべき法令等

事業者は、本事業の実施にあたり必要とされる関係法令(関連する施行令、施行規則、条例等を含む。)等を遵守しなければならない。

## (13) 事業期間終了時の措置

事業者は、事業期間中の維持管理業務を適切に行うことにより、事業が終了する時点において も、維持管理対象施設を要求水準に示す良好な状態に保持していなければならない。

なお、事業契約期間終了日の約2年前から維持管理対象施設の維持管理業務に係る必要事項や 申し送り事項その他の関係資料を北陸地方整備局に提供する等、事業の引継ぎに必要な協議を行 うこと。

## 2. 特定事業の選定方法に関する事項

## (1) 選定基準

北陸地方整備局は、自らが本事業を実施した場合の事業期間全体を通じた公的財政負担の見込額の現在価値(以下「PSC」(Public Sector Comparator)という。)と、本実施方針に示した内容に基づいて本事業の実施を事業者に委ねた場合の事業期間全体を通じた公的財政負担の見込額の現在価値(以下「PFI事業のLCC」(Life Cycle Cost)という。)を比較し、PFI事業のLCCがPSCを下回ると認めた場合に、PFI法第7条に基づき本事業を特定事業として選定する。

## (2) 評価方法

北陸地方整備局は、PFI法、基本方針及び「VFM(Value For Money)に関するガイドライン (平成30年10月23日施行)」に基づき評価することとし、北陸地方整備局自らが本事業を実施した場合と、事業者にこれらの実施を委ねた場合において、達成される成果の水準を同一として公的財政負担の縮減が期待できる場合にVFMがあるものと評価する。

## (3) 選定結果の公表

北陸地方整備局は、本事業をPFI法第7条に基づき特定事業として選定した場合は、その判断の結果を、評価の内容と併せて、北陸地方整備局のホームページ等において速やかに公表する。 また、客観的な評価の結果、特定事業の選定を行わないことにした時も同様に公表する。

## 第2章 民間事業者の募集及び選定に関する事項

## 1. 民間事業者の募集及び選定

北陸地方整備局は、本事業をPFI法第7条に基づき特定事業として選定した場合は、本事業への参加を希望する民間事業者を公募する。なお、民間事業者の選定は、総合評価落札方式(会計法(昭和22年法律第35号)第29条の6第2項及び予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第91条第2項)を採用する予定である。

また、本事業は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定及び2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改定された協定の対象であり、入札手続は「国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」(昭和55年政令第300号)に基づいて実施する。

なお、民間事業者の募集、評価及び選定に係る過程において、いずれの民間事業者によっても 公的財政負担の縮減等の達成が見込めないなどの理由により、本事業を選定事業として実施する ことが適当でないと判断した場合は、民間事業者を選定せず、特定事業の選定を取り消すものと し、その旨を速やかに公表する。

## 2. 民間事業者の選定方法

北陸地方整備局は、以下に示す手順により民間事業者を選定することを予定している。なお、 具体的な日程については入札公告時に示す。

#### (1) 入札公告

北陸地方整備局は、民間事業者の選定等を行うに当たり、本事業の入札公告を官報に掲載する とともに、入札公告後直ちに入札説明書等を掲示、北陸地方整備局のホームページ等への掲載そ の他適宜な方法により公表する。

## (2) 質問受付

北陸地方整備局は、入札説明書等の内容に関する質問を受け付ける。

#### (3) 質問回答

北陸地方整備局は、質問及び質問に対する回答を北陸地方整備局のホームページ等への掲載その他適宜の方法により公表する。なお、第一次審査資料の作成に必要と判断される質問に対する回答は、第一次審査資料の作成期間を考慮して公表することとし、詳細は入札公告時に示す。

## (4) 第一次審査資料の受付

入札に参加しようとする民間事業者は、入札説明書の定めるところにより、第一次審査資料を 提出する。

### (5) 第一次審査結果の通知

北陸地方整備局は、第一次審査資料を提出した民間事業者(以下「応募者」という。)を対象に 競争参加資格の有無を確認し、その結果を各応募者に通知する。競争参加資格があると認められ た応募者は、第二次審査資料を提出することができる。

## (6) 入札書及び第二次審査資料の受付

競争参加資格があると認められた応募者は、入札説明書の定めるところにより、入札書及び本 事業に関する提案内容を記載した第二次審査資料を提出する。

## (7) ヒアリング

北陸地方整備局は、入札書及び第二次審査資料を提出した応募者(以下「入札参加者」という。) を対象に、必要に応じて第二次審査資料の事業計画の提案内容についてヒアリングを行う。

## (8) 民間事業者の選定

北陸地方整備局は、入札参加者を対象に、入札参加者が提案する事業計画及び入札価格を総合的に評価し、本事業の実施を委ねる民間事業者を選定する。

## (9) 第二次審査結果の公表

北陸地方整備局は、入札参加者が提案する事業計画及び入札価格を総合的に評価した結果を、 各入札参加者に対して通知するとともに、掲示及び北陸地方整備局のホームページへの掲載その 他適宜な方法により公表する。

## 3. 民間事業者の募集及び選定に関する手順・スケジュール

北陸地方整備局は、以下の手順・スケジュールにより、民間事業者を募集及び選定することを 予定している。なお、入札公告・入札説明書等の公表以降の具体的な募集及び選定に関する手順・ スケジュールは入札公告時に示す。

日程	内 容		
令和4年7月6日	実施方針等の公表		
令和4年7月6日~	設計図書等の閲覧		
令和4年7月6日~	実施方針等に関する質問・意見の受付		
7月13日			
令和4年7月27日	実施方針等に関する質問・意見に対する回答の公表		
令和4年8月頃	特定事業の選定の公表		
令和4年9月頃	入札公告、入札説明書等の公表・交付		
令和4年9月頃	入札説明書等に関する質問受付(1 回目)		
令和4年10月頃	入札説明書等に関する質問に対する回答の公表(1回目)		
令和4年10月頃	第一次審査資料(参加表明書等)の受付		
令和4年11月頃	競争参加資格確認結果の通知		
令和4年11月頃	入札説明書等に関する質問受付 (2回目)		
令和4年11月頃	入札説明書等に関する質問に対する回答の公表(2回目)		
令和4年12月頃	入札書及び第二次審査資料 (提案書) の受付		
令和5年1月頃	選定事業者の公表		

## 4. 第二次審査の方法

## (1) 有識者委員会の設置

民間事業者の選定に際しては、学識経験者等の外部委員により構成される「国道41号黒崎電線共同溝PFI事業有識者委員会」(以下「有識者委員会」という。)を設置し、入札参加者が提案する事業計画に対する評価についての調査審議を委ね、北陸地方整備局はその経過及び結果を公表する。

なお、外部委員は、以下に示す4名とする。

氏 名	所 属 等
久保田 善明	富山大学 都市デザイン学部 教授
鷲見 英司	日本大学 経済学部 教授
布目 剛	ぬのめ会計事務所 公認会計士・税理士
原隆史	富山大学 都市デザイン学部 教授

(五十音順・敬称略)

## (2) 審査の内容

入札参加者から提案された事業計画については、①から⑤に掲げる事項等について総合的に審査を行う予定である。

- ① 実施方針及び実施体制
- ② 資金調達及び収支計画
- ③ 施設整備計画
- ④ 維持管理計画
- ⑤ 調整業務

なお、具体的な事業者選定基準については、入札公告時に示す。

#### (3) 民間事業者の選定

北陸地方整備局は、有識者委員会から報告される調査審議の経過及び結果を踏まえ、入札参加者から提案された事業計画及び入札価格を総合的に評価して民間事業者を選定する。

## 5. 提出書類の概要

## (1) 提出書類の内容

第一次審査資料として、競争参加資格の確認資料等の提出を求めることを予定している。

第二次審査資料として、入札書及びアからオに掲げる事項を主な内容として含む第二次審査資料の提出を求めることを予定している。

- ア 実施方針及び実施体制に関する提案
- イ 資金調達及び収支計画に関する提案
- ウ 施設整備計画に関する提案
- エ 維持管理計画に関する提案
- オ 調整業務に関する提案

なお、詳細については、入札公告時に示す。

## (2) 提出書類の取扱い

### ア 著作権等

提出書類の著作権は、当該提出書類を提出した応募者に帰属する。ただし、公表、展示その 他国が本事業に関して必要と認めるときは、 北陸地方整備局は、当該提出書類の全部また は一部を無償で使用することができるものとする。

また、選定に至らなかった応募者の提出書類については、本事業の公表以外については使用しない。民間事業者の選定後、選定に至らなかった応募者の提出書類について返却しない。

#### イ 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護 される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法、維持管理方法、運営方法等を 使用した結果生じる責任は、提案を行った応募者が負う。

## ウ 資料の公開

北陸地方整備局は、民間事業者の選定後、審査結果の公表の一環として、必要に応じて、応募者から提出された提出書類の一部を公開する場合がある。

なお、公開に際しては、提案した応募者のノウハウや手法を特定することができる内容等、 公開されることにより著しく提案した応募者の権利が阻害されると認められる内容を除く ものとし、詳細については北陸地方整備局と各応募者との間で協議する。

### 6. 応募者の参加資格要件

## (1) 応募者の構成

- ア 応募者は、第1章1.(6)イに掲げる業務を実施することを予定する単独企業(以下「応募企業」という。)又は複数の企業によって構成されるグループ(以下「応募グループ」という。)であること。
- イ 応募グループの場合は、構成される企業(以下「構成員」という。)の中から代表となる企業(以下「代表企業」という。)を定め、当該代表企業が応募手続を行うこと。なお、応募企業の場合は代表企業を兼ねるものとし(以降、代表企業には応募企業を含む。)、構成員のうち、代表企業以外の企業を構成企業又は協力企業という。

また、SPCを設立する場合、応募グループの構成員は以下の定義により分類される。

- (ア)代表企業: SPCから直接業務の受託・請負をし、かつSPCに出資する企業のうち、 構成員を代表し入札手続きを行う者
- (イ)構成企業: SPCから直接業務の受託・請負をし、かつSPC に出資する企業
- (ウ)協力企業: SPCから直接業務の受託・請負をし、かつSPCには出資しない企業
- ウ 協力企業についても、参加表明書の提出時に協力企業として明記すること。
- エ 応募企業又は応募グループは、契約締結までに本事業を行うためのSPCを会社法に基づく株式会社として設立することを基本とする。なお、応募企業又は応募グループの全ての構成員が一定の要件を満たす場合はこの限りではない。一定の要件とは、次の(ア)から(ウ)の要件を全て満たす場合をいい、この要件を満たしSPCを設立しない場合、応募グループのうちで代表企業以外の者は構成企業とする。

- (ア)直近期が債務超過でないこと。
- (イ)経常収支が3期連続で赤字でないこと。
- (ウ)3期以上の決算を迎えていること。
- オ SPCへの出資については、次の(ア)から(ウ)までの要件を満たすこと。
  - (ア)代表企業及び構成企業は、SPCの株主総会における全議決権の2分の1を超える議 決権を保有すること。
  - (イ)代表企業の議決権保有割合が株主中唯一最大となること。
  - (ウ) S P C の株主は、原則として本事業の事業契約が終了するまで S P C の株式を保有することとし、北陸地方整備局の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他一切の処分を行ってはならないこと。
- カ 応募にあたり、代表企業、構成企業又は協力企業それぞれが、第1章1. (6) イに掲げる業務のうち、いずれを実施するかを明らかにすること。なお、一者が複数の業務を兼ねて実施すること又は業務範囲を明確にした上で各業務を複数の者で分担することは差し支えない。ただし、同一の者又は相互に資本面若しくは人事面において関連のある者が工事監理業務と工事業務を実施することはできない。
- キ 代表企業、構成企業又は協力企業の変更は認めない。ただし、提案書の提出期限までに代表 企業、構成企業又は協力企業を変更せざるを得ない事情が生じた場合は、北陸地方整備局と 協議するものとし、北陸地方整備局が変更を認めた場合はこの限りではない。
- ク 代表企業、構成企業又は協力企業のいずれかが、他の代表企業、構成企業又は協力企業でないこと。
- ケ 代表企業、構成企業又は協力企業のいずれかと資本関係又は人的関係において関連のある者 が、他の代表企業、構成企業又は協力企業でないこと。
- コ 上記ケにおいて、「資本関係又は人的関係において関連のある者」とは、次の(ア)から(ウ) までに該当する者をいう。

#### (ア)資本関係

次のいずれかに該当する二者の場合。

- a. 子会社等(会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。以下同じ。)と親会社等(同条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。)の関係にある場合
- b. 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

#### (イ)人的関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、a については、会社等(会社法施行規則(平成 18 年法務省令第 12 号)第 2 条第 3 項第 2 号に規定する会社等をいう。以下同じ。)の一方が民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)第 2 条第 4 号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社(会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)第 2 条第 7 項に規定する更生会社をいう。以下同じ。)である場合を除く。

- a. 一方の会社等の役員(会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、 次に掲げる者をいう。以下同じ。)が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
  - (a) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。
    - i. 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員で

ある取締役

- ii. 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
- iii. 会社法第2条第15号に規定する社外取締役
- iv. 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行 しないこととされている取締役
- (b) 会社法第 402 条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
- (c) 会社法第575条第1項に規定する持分会社(合名会社、合資会社又は合同会社をいう。)の社員(同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。)
- (d) 組合(共同企業体を含む。以下同じ。)の理事
- (e) その他業務を執行する者であって、上記(a)から(d)までに掲げる者に準ずる者
- b. 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第 64 条第 2 項又は会社更生法 第 67 条第 1 項の規定により選任された管財人(以下単に「管財人」という。) を現 に兼ねている場合
- c. 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
- (ウ)その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合とその構成員が同一の入札に参加している場合、その他上記(ア)又は(イ)と同 視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

#### (2) 応募者共通の参加資格要件

代表企業及び構成企業並びに協力企業は、次のアからクまでの要件を満たさなければならない。 ア 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条及び第71条の規定に該当しない者 であること。

- イ PFI法(平成11年法律第117号)第9条の規定に該当しない者であること。
- ウ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。(会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、北陸地方整備局が別に定める手続に基づく一般競争(指名競争)参加資格の再認定を受けていること。)
- エ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、 国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- オ 競争資格確認申請書の提出期限の日から開札の日までの期間に、北陸地方整備局から「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」(昭和59年3月29日付け建設省厚第91号、令和2年12月25日国会公契第22号にて改正)に基づく指名停止を受けていないこと。また、「地方支分部局所掌の建設コンサルタント業務等請負契約に係る指名停止等の取扱いについて」(平成10年8月5日付け建設省厚契発第33号)及び「国土交通省所管の物品等調達契約に係る指名停止等の取扱いについて」(平成14年10月29日付け国官会第1562号)に基づく指名停止を受けていないこと。
- カ 本事業に係るアドバイザリー業務に携わった大日本コンサルタント株式会社、

Vanguard Tokyo 法律事務所あるいはこれらの者と資本関係又は人的関係においての関連のある者でないこと。

- キ 有識者委員会の委員及び委員以外の者で有識者委員会において出席及び意見を求められた 者が属する企業又はその企業と資本関係又は人的関係においての関連のある者でないこと。
- ク 上記カ及びキにおいて、「資本関係又は人的関係においての関連のある者」とは、上記 (1). コに同じ。

## (3) 設計企業の参加資格要件

代表企業、構成企業又は協力企業のうち、第 1 章 1. (6) イ (ア) に掲げる設計業務を実施する者 (以下「設計企業」という。) は、次のアからエまでの要件を満たさなければならない。ただし、設計業務に係る調整業務のみを実施する者はこの限りでなく、次のイ又は事業監理業務\*の実績を有する者若しくは第 2 章 6. (4) に掲げる工事企業の参加資格要件イを満足する者であれば良いものとする。

- ※事業監理業務とは、国、特殊法人等 (注1)、地方公共団体 (注2)、地方公社 (注3) 又は大規模な土木工事を行う公益民間企業 (注5) が発注した業務で、工事発注までに必要となる測量・調査・設計業務等に対する指導・調整、地元及び建設行政機関等との協議、事業監理等の業務を行うマネジメント業務。
- ア 北陸地方整備局(港湾空港関係事務に関することを除く。)における令和 3・4 年度土木関係 建設コンサルタント業務に係る一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けていること。(会 社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者に ついては、手続開始の決定後、当該地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資 格の再認定を受けていること。)
- イ 次に掲げるいずれかの実績を有すること。ただし、国、特殊法人等、地方公共団体、地方公 社、公益法人又は大規模な土木工事を行う公益民間企業が発注した業務で、平成 24 年度以 降公示日までに完了した業務(再委託による業務としての実績は含まない)とする。
  - (ア)電線共同溝の実施(詳細)設計業務
  - (イ)電線共同溝の基本 (予備・概略) 設計業務
- ※共同企業体の構成員としての実績は出資比率が20%以上であること。
- (注 1)特殊法人等とは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令(平成 13 年政令第 34 号)第 1 条に示す、新関西国際空港(株)、首都高速道路(株)、中日本高速道路(株)、成田国際空港(株)、西日本高速道路(株)、中間貯蔵・環境安全事業(株)、阪神高速道路(株)、東日本高速道路(株)、本州四国連絡高速道路(株)、日本中央競馬会、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構、学校法人沖縄科学技術大学院大学学園、国立研究開発法人科学技術振興機構、独立行政法人空港周辺整備機構、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構、独立行政法人国際協力機構、独立行政法人国立科学博物館、独立行政法人国立高等専門学校機構、独立行政法人国立女性教育会館、独立行政法人国立青少年教育振興機構、独立行政法人国立美術館、独立行政法人国立文化財機構、独立行政法人自動車事故対策機構、国立研究開発法人情報通信研究機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人都市再生機構、独立行政法人

政法人日本学生支援機構、独立行政法人日本芸術文化振興会、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、独立行政法人日本スポーツ振興センター、独立行政法人水資源機構及び独立行政法人労働者安全福祉機構(日本道路公団など同条に規定する法人の組織改編前の法人、附則第2条及び第3条に示す独立行政法人を含む)に加え国土交通省所管のその他の独立行政法人、地方共同法人日本下水道事業団をいう。

- (注 2)地方公共団体とは地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 1 条の 3 に規定する普通地方公共団体(都道府県、市町村)及び特別地方公共団体(地方公共団体の組合、財産区、及び地方開発事業団)をいう。
- (注3)地方公社とは、地方道路公社法(昭和45年法律第82号)に基づく道路公社、公有地の 拡大の推進に関する法律(昭和47年法律第66号)に基づき都道府県が設置した「土地開 発公社」、地方住宅供給公社法に基づき都道府県が設立した「住宅供給公社」をいう。
- (注4)公益法人とは、次のものをいう。
- 一 公益法人とは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成 18 年法律第 48 号)に 基づき設立された一般社団法人又は一般財団法人、及び公益社団法人及び公益財団法人 の認定等に関する法律(平成 18 年法律第 49 号)に基づき認定を受けた公益社団法人又 は公益財団法人。
- 二 旧民法第34条の規定により設立された社団法人又は財団法人であって、平成20年12月1日現在、現に存する法人であって、新制度の移行の登記をしていない法人(特例社団法人又は特例財団法人)
- (注 5) 大規模な土木工事を行う公益民間企業とは、鉄道会社、空港会社、道路会社、電力会社、 ガス会社、石油備蓄会社、電気通信会社をいう。
- ウ 次に掲げる基準を満たす管理技術者を配置できること。
  - (ア)管理技術者は、次に掲げるいずれかの資格を有すること。
    - a. 技術士(総合技術監理部門:建設-道路、建設部門:道路)
    - b. 国土交通省登録技術者資格(施設分野:道路-業務:計画・調査・設計)
    - c. 土木学会認定技術者(特別上級土木、上級土木、1級土木)(設計)
    - ※上記 b. の国土交通省登録技術者資格とは、公共工事に関する調査及び設計等の品質に資する技術者資格登録規定(平成 26 年 11 月 28 日国土交通省告示 1107 号)第二条 2 項により国土交通大臣の登録を受けた資格をいう。
  - (イ)次に掲げるいずれかの実績を有すること。ただし、国、特殊法人等、地方公共団体、地方公社、公益法人又は大規模な土木工事を行う公益民間企業が発注した業務で、平成24年度以降公示日までに完了し、引渡済みの業務(再委託による業務及び照査技術者としての実績は含まない)とする。なお、上記の期間に、産前産後休業(労働基準法(昭和22年法律第49号)第65条第1項又は第2項の規定による休業)、育児休業(育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)第2条第1号に規定する休業)及び介護休業(同条第2号に規定する休業)(以下単に「休業」という。)を取得した場合は、当該休業の期間に相当する期間に応じて実績として求める期間(以下「評価対象期間」という。)を延長することができるものとし、この場合においては、休業を取得したことを証明する書類を添付する。

- a. 電線共同溝の実施(詳細)設計業務
- b. 電線共同溝の基本 (予備・概略) 設計業務
- (ウ)外国資格を有する技術者(わが国及びWTO政府調達協定締約国その他建設市場が開放的であると認められる国等の業者に所属する技術者に限る。)については、あらかじめ技術士相当又はRCCM相当との国土交通大臣認定(旧建設大臣を含む。以下同じ。)(不動産・建設経済局(旧土地・建設産業局及び旧総合政策局も含む。以下同じ。)建設市場整備課)を受けている必要がある。なお、参加表明書の提出期限までに当該認定を受けていない場合にも参加表明書を提出することができるが、この場合、参加表明書提出時に当該認定の申請書の写しを提出するものとし、当該業者が指名されるためには指名通知の日までに大臣認定を受け、認定書の写しを提出しなければならない。
- エ 上記イ、ウ(イ)の実績として挙げた業務実績が国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発 建設部発注(港湾空港関係事務に関することを除く)の TECRIS に登録されている業務のう ち、業種区分が土木関係建設コンサルタント業務、測量及び地質調査業務の企業成績評価点 が、60点以上であること。

## (4) 工事企業の参加資格要件

代表企業、構成企業又は協力企業のうち、第 1 章 1. (6) イ (イ) に掲げる工事業務を実施する者 (以下「工事企業」という。) は、次のアからウまでの要件を満たさなければならない。但し、工事に係る調整業務のみを実施する者はこの限りでなく、次のイの要件又は第 2 章 6. (3) に掲げる設計企業の参加資格要件イを満たせば良いものとする。

- ア 北陸地方整備局(港湾空港関係事務に関することを除く。)における一般競争参加資格のうち、「アスファルト舗装工事」の「A等級」または「B等級」に認定されている者であること。(会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当該地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。)
- イ 平成 19 年度以降に完成した、元請けとして、下記(ア)の工事(発注機関は問わない。)の 施工実績(以下「同種工事の実績」という。)を有すること(甲型共同企業体構成員として の実績は、出資比率が 20%以上の場合のもの、乙型共同企業体構成員としての実績は、出資 比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事のものに限る。また、事業協同組合構成 員の実績は認められない。)
  - (ア)通行規制(全面通行止めを除く)が伴う電線共同溝の施工実績を有すること。 なお、当該実績が地方整備局(港湾空港関係事務に関することを除く。)の発注した工事に 係る実績である場合にあっては、工事成績評定通知書の評定点が65点未満であるもの又は 工事成績評定の通知を受けていないものを除く。
- ウ 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該事業の整備工事業務に着手する 日から配置できること。

なお、建設業法 (昭和 24 年法律第 100 号) 第 26 条第 3 項及び建設業法施行令 (昭和 31 年 政令第 273 号) 第 27 条第 1 項に該当する場合は、当該技術者は専任でなければならない。 なお、第一次審査資料の提出時に配置予定技術者の候補者を特定できない場合は、複数の候 補者とすることができるが、下記の基準を満たすことが確認できない候補者がいた場合は、 その候補者以外の者を配置予定技術者とすることで競争参加資格を認めるものとする。

- (ア)主任技術者は、1級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、同等以上の資格は次に掲げるいずれかの資格とする。
  - 1 級建設機械施工技士
  - ・技術士(建設部門、農業部門(選択科目を「農業土木」とするものに限る。)、森林部門(選択科目を「森林土木」とするものに限る。)、水産部門(選択科目を「水産土木」とするものに限る。)又は総合技術監理部門(選択科目を「建設」、「農業ー農業土木」又は「森林-森林土木」、「水産-水産土木」とするものに限る))
  - ・これらと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者 また、監理技術者は、1級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であ ること。なお、同等以上の資格は次に掲げるいずれかの資格とする。
  - •1級建設機械施工技士
  - ・技術士(建設部門、農業部門(選択科目を「農業土木」とするものに限る。)、森林部門(選択科目を「森林土木」とするものに限る。)、水産部門(選択科目を「水産土木」とするものに限る。)又は総合技術監理部門(選択科目を「建設」、「農業ー農業土木」又は「森林-森林土木」、「水産-水産土木」とするものに限る))
  - ・これらと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者
- (イ) 平成 19 年度以降に元請として完成し、引渡しが完了した上記イ(ア)の工事(発注機関は問わない。)の経験(以下「同種工事の経験」という。)を有する者であること(甲型共同企業体構成員としての経験は、出資比率が20%以上の場合のもの、乙型共同企業体構成員としての経験は、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事のものに限る。)。ただし、明示した同種工事の経験に携わっていたことが確認できる工事に限る。また、上記の期間に1年以上の長期休業を取得した場合は、長期休暇期間に相当する期間を実績として求める期間に加えることができる。なお、長期休暇を取得した期間に相当する期間を、実績として求める期間に加える場合、期間は年単位とし、1年未満は切り捨てとする。

なお、当該経験が大臣官房官庁営繕部又は地方整備局(港湾空港関係事務に関することを除く。)所掌の工事(旧地方建設局所掌の工事を含む。)に係るものにあっては、評価点合計が65点未満のものを除く。

- (ウ)配置予定技術者については、直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨 を明示することができる資料を求めることがあり、その明示がなされない場合は入札 に参加できないことがある。
- (エ)配置予定技術者が監理技術者の場合は、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了 証を有する者であること。
- (オ)配置予定技術者については、同一の技術者を重複して他の工事等の候補者とすることは差し支えないが、入札前に、同一の技術者を重複して複数工事(本件を除く)の配置予定の技術者とする場合において、他の工事を落札(特例監理技術者を配置予定の場合は、同一の技術者が2件目の他の工事を落札)したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、入札してはならず、申請書を提出した者は、直

ちに当該申請書の取下げを行うこと。他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができないにもかかわらず入札した場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。また、入札後、他の工事を落札(特例監理技術者を配置予定の場合は、同一の技術者が2件目の他の工事を落札)したことにより配置予定の技術者を配置できなくなったときは、直ちに申し出を行うこと。他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができないにもかかわらず、落札決定までの間に申し出がない場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

## (5) 工事監理企業の参加資格要件

代表企業、構成企業又は協力企業のうち、第1章1.(6)イ(ウ)に掲げる工事監理業務を実施する者(以下「工事監理企業」という。)は、次のアからウまでの要件を満たさなければならない。

- ア 北陸地方整備局(港湾空港関係事務に関することを除く。)における令和 3・4 年度土木関係 建設コンサルタント業務に係る一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けていること。
- イ 平成19年度以降に元請として完了した、以下に示す業務において、1件以上の実績を有すること。
  - 業務:国、特殊法人等、地方公共団体、地方公社、公益法人、又は大規模な土木工事を 行う公益民間企業が発注した発注者支援業務、公物管理補助業務、CM業務、 PFI事業技術アドバイザリー業務

なお、実績として挙げた業務が地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく業務成績が 60 点未満(本業務公告時において未完了の業務成績は含まない)の場合は実績として認めない。

- ウ 次に掲げる基準を満たす管理技術者を配置できること。
  - (ア)管理技術者は、次に掲げるいずれかの資格を有すること
    - a. 技術士 (総合技術監理部門-建設又は建設部門)
    - b. 一級十木施工管理技士
    - c. 土木学会特別上級土木技術者、土木学会上級土木技術者又は土木学会1級土木技 術者
    - d. (一社)全日本建設技術協会による公共工事品質確保技術者 (I)、公共工事品質 国土交通省登録技術者資格 (Ⅱ)
  - e. RCCM又はRCCMと同等の能力を有する者(技術士部門と同様の部門に限る。) (イ)次の a. の実績(平成19年度以降公示日までに完了した業務)を有する者。
    - a. 国、特殊法人等、地方公共団体、地方公社、公益法人又は大規模な土木工事を行う公 益民間企業が発注した土木工事に関する発注者支援業務、公物管理補助業務、CM 業務、PFI事業技術アドバイザリー業務
  - (ウ)上記(イ)の実績として挙げた業務成績評定点が60点以上であること。

## (6) 維持管理企業の参加資格要件

代表企業、構成企業又は協力企業のうち、第 1 章 1. (6) イ (エ) に掲げる維持管理業務を実施する者 (以下「維持管理企業」という。) は、次のア及びイの要件を満たさなければならない。但し、点検業務のみを実施する者は次のア (ア) 及び (イ) とイ (ア) の要件を、台帳作成・管理業務のみを実施する者は次のア (ア)、及びイ (イ) の要件を、補修業務のみを実施する者は次のア (ウ) 及びイ (ウ) の要件を満たせば良いものとする。また、維持管理業務に係る調整業務のみを実施する者はこの限りでなく、第 2 章 6. (2) に掲げる応募者共通の参加資格要件を満たせば良いものとする。

ア次の(ア)から(ウ)までの要件を満たさなければならない。

- (ア)北陸地方整備局(港湾空港関係事務に関することを除く。)における令和 3・4 年度土 木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けて いること。(会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づき更生手続開始の申立てが なされている者又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づき再生手続開始の申 立てがなされている者については、手続開始の決定後、当該地方整備局長が別に定め る手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。)
- (イ)北陸地方整備局(港湾空港関係事務に関することを除く。)における道路構造物の保守 点検業務に係る一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けていること。(会社更生法 (平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事 再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者に ついては、手続開始の決定後、当該地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争 参加資格の再認定を受けていること。)
- (ウ)北陸地方整備局(港湾空港関係事務に関することを除く。)における令和 3・4 年度一般競争参加資格のうち、「アスファルト舗装工事」若しくは「維持修繕」の認定を受けている者であること。(会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当該地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。)

#### イ次の実績を有すること。

- (ア)平成24年度以降に完了した、国及び地方公共団体による道路構造物の保守点検に関する業務の実績を有すること。
- (イ) 平成 19 年度以降に完了した以下に示す業務において、1 件以上の実績を有すること。 業務:国、特殊法人等、地方公共団体、地方公社、公益法人、又は大規模な土木工事を 行う公益民間企業が発注した発注者支援業務、公物管理補助業務、C M業務、P F I 事 業技術アドバイザリー業務
  - ※当該実績が地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく業務成績が60点未満(本業務公告時において未完了の業務成績は含まない)の場合は実績として認めない。
- (ウ)平成19年度以降に完了した、国及び地方公共団体による道路構造物の維持修繕工事の 実績を有すること。

_	競争参	<del>\</del>		- **-
•	** 44.75	• TID 425-TV		1 7#E LJ
•	99		14PE =3% 35	

競争参加資格確認基準日は、入札公告時に示される競争参加資格確認申請書の提出期限の日とする。

# 第3章 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関す る事項

## 1. 事業者の責任の明確化に関する事項

## (1) 責任分担の基本的考え方

北陸地方整備局及び事業者は、それぞれのリスク管理能力に応じて適正にリスクを分担し、互いのリスクに関する負担を軽減することで、良質かつ低廉な公共サービスの提供を目指す。

## (2) 想定されるリスクと責任分担

本事業の実施に際して想定されるリスクと当該リスクに対する責任分担は、「リスク分担表」 (別紙 3)による。ただし、当該リスク分担を変更する合理的かつ明確な理由のある意見があった場合には、必要に応じてリスク分担の変更等を行うことがある。

なお、リスク分担の変更の可否については、実施方針に関する質問等に対する回答において示すものとし、リスク分担を変更した場合は当該回答の内容を入札公告時に示す事業契約書(案)に反映する。

## (3) リスクが顕在化した場合の費用負担の方法

北陸地方整備局又は事業者のいずれかの責めに帰するリスクが顕在化した場合に生じる費用は、 原則としてその帰責者が全額負担する。

また、いずれの責めにも帰することができないリスクが顕在化した場合に生じる費用については、北陸地方整備局と事業者が共同又は分担して負担することとし、その負担方法については「リスク分担表」(別紙3)によるほか、詳細を入札公告時に事業契約書(案)において示す。

なお、北陸地方整備局及び事業者は、いかなる場合でも、費用の増加、サービス提供の遅延、 サービス水準の低下を最小限に留めるよう相互に協力し、努力するものとする。

#### 2. 事業者の責任の履行の確保に関する事項

## (1) 契約保証金の納付等

北陸地方整備局は、事業契約に基づいて事業者が実施する業務の履行を確保するため、次のアからウのいずれかの方法による事業契約の保証を求めることを予定している。なお、契約保証金の金額、保証金額又は保険金額は、本施設の整備費(設計費、工事費及び工事監理費)に相当する合計額の10分の1以上とする。

ア 会計法(昭和22年法律第35号)第29条の9第1項に基づく契約保証金の納付

- イ 会計法(昭和22年法律第35号)第29条の9第2項に基づく契約保証金に代わる有価証券 その他の担保の提供
  - (ア)契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
  - (イ)債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、国が確実と認める金融機関 又は保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号) 第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。)の保証
- ウ 会計法 (昭和 22 年法律第 35 号) 第 29 条の 9 第 1 項ただし書きに基づく契約保証金の納付 に代わる担保の提供
  - (ア)債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

# (2) 事業の実施状況の監視及び改善要求措置

### ア 監視の方法等

北陸地方整備局は、事業者が事業契約に基づいて本事業の実施を適正かつ確実に実施していることを確認するために、事業者と本事業の各業務を実施する者との間における契約内容、各業務の実施状況、事業者の財務状況を監視し、必要に応じて是正又は改善を要求する。詳細は、入札公告時に示す。

#### イ 改善要求、支払の減額等

北陸地方整備局は、維持管理業務において、事業者の帰責事由により要求水準が達成されていないことが明らかになった場合には、事業者に維持管理業務の方法の改善、当該業務を実施する者の変更等を求めるほか、事業者に支払うべき維持管理業務の対価を減額することができる。詳細は、入札公告時に示す。

## (3) 業務の履行の検査等

## ア 本施設の完成検査

北陸地方整備局は、本施設の引渡しを受ける前に、設計及び工事業務について会計法(昭和22年法律第35号)第29条の11第2項の規定に基づく検査を行う。北陸地方整備局は、上記の検査の結果、本施設が事業契約に定めた条件に適合しない場合は事業者に修補を求め、検査の合格をもって設計及び工事業務の対価を支払う。

### イ 維持管理業務の検査

北陸地方整備局は、各支払期の業務完了時に会計法(昭和22年法律第35号)第29条の11第2項の規定に基づく検査を行い、維持管理業務の対価を支払う。

なお、上記の検査の結果、事業契約に定めた条件に適合しない場合、北陸地方整備局は上記 (2) イの措置を講ずる。

# 第4章 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

## 1. 事業対象区域に関する事項

本施設の事業対象区域の概要は次のとおりである。詳細は入札公告時に示す。

- · 所在地:富山県富山市蜷川~富山県富山市黒崎地先 (※別紙1「事業対象位置図」参照)
- · 事業対象:一般国道41号
- · 延長: 2.18km (道路延長: 1.09km)

※設計業務・工事業務については別紙 2-1、維持管理業務については別紙 2-2 を参照

## 2. 本施設の計画に関する事項

電線共同溝等は、電力・通信管路、特殊部、道路及び道路附属物等で構成され、電力・通信管路に敷設される通信・電力ケーブル、トランス等の地上機器は含まない。

## (1) 本施設の構成

分	類	工種	施設名	構成		
			電力系管路	管路		
		一般部	一般部 通信系管路 FA 管、管路			
			道路管理者管路	管路		
電			電力系	地上機器桝、接続桝		
	電線共同溝	特殊部	通信系	光的数型光泽户入园林		
電	月		道路管理者管路	道路管理者通信合同桝		
線共	緷		連系管	電力管路、通信管路		
電線共同溝等		連系· 引込部	連系設備	電力管路、通信管路 ※設計・工事のみ、管理は占用業者等が実施		
,,			引込管	電力管路、通信管路		
	渞	車道	車道	舗装、路盤等		
	道 路	歩道	歩道	舗装、路盤等		
	附道	w - 11	付属施設	排水構造物、縁石		
	附属物	その他	交差点照明	一部信号共架		

※道路、道路附属物は、設計、工事のみで、管理は道路管理者が行うこととする。

### (2) 解体撤去・復旧・移設対象施設

電線共同溝の整備にあたり解体撤去、復旧、移設する施設は次のとおりであり、整備にあたり 支障となる施設のみを基本とする。なお、歩道(舗装)及び照明は全て解体撤去・復旧するもの とする。

ア 解体撤去、復旧対象施設

車道及び歩道(路盤、舗装)、照明等

# 第5章 事業契約の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項

## 1. 疑義が生じた場合の措置

北陸地方整備局が入札手続において配布した一切の資料、当該資料に係る質問回答書及び応募者が提出した提案書並びに北陸地方整備局と選定事業者との間で締結された協定及び北陸地方整備局と事業者との間で締結された事業契約等の解釈に疑義が生じた場合は、北陸地方整備局と選定事業者及び事業者が本事業の円滑な遂行を前提とし、誠意をもって協議の上、解決を図る。

## 2. 管轄裁判所の指定

基本協定及び事業契約に係る紛争については、富山地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

# 第6章 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

## 1. 事業の継続が困難となる事由が発生した場合の措置

本事業の継続が困難となる事由が発生した場合は、事業契約に定める事由ごとに北陸地方整備局又は事業者の責任に応じて、必要な修復その他の措置を講じる。

## 2. 事業の継続が困難となった場合の措置

修復その他の措置を講じたにもかかわらず、本事業の継続が困難となった場合は、事業契約の 定めるところにより本事業を終了する。

## (1) 事業者の帰責事由により事業の継続が困難となった場合

- ア 事業者の実施する業務内容が、事業契約に定める要求水準を達成していないことが判明した場合、その他事業契約に定める事業者の帰責事由に基づく債務不履行又はその懸念が生じた場合は、北陸地方整備局は事業者に対して改善勧告を行い、一定期間内に改善復旧計画の提出及び実施を求めることができる。ただし、事業者が当該期間内に修復することができなかった場合は、北陸地方整備局は事業契約を解除することができる。
- イ 事業者が倒産し、又は事業者の財務状況が著しく悪化し、その結果、事業契約に基づく本事業の継続が困難であると判断される場合は、北陸地方整備局は事業契約を解除できる。
- ウ 上記ア又はイを含め、北陸地方整備局が事業契約を解除できる事由の詳細は、事業契約書で 定める。
- エ 上記ア又はイの規定により北陸地方整備局が事業契約を解除した場合は、事業契約の定めるところにより、北陸地方整備局は事業者に対して損害賠償の請求等を行うことができる。

## (2) 北陸地方整備局の帰責事由により事業の継続が困難となった場合

- ア 北陸地方整備局の帰責事由に基づく債務不履行により事業の継続が困難となった場合は、事業者は事業契約を解除できる。
- イ 上記アを含め、事業者が事業契約を解除できる事由の詳細は、事業契約書で定める。
- ウ 上記アの規定により事業者が事業契約を解除した場合は、事業契約の定めるところにより、 事業者は北陸地方整備局に対して損害賠償の請求等を行うことができる。なお、請求する損 害賠償の内容及び金額については、北陸地方整備局と事業者が協議して定めるものとする。

#### (3) いずれの青めにも帰さない事由により事業の継続が困難となった場合

- ア 北陸地方整備局又は事業者の責めに帰すことのできない不可抗力その他の事由により本事業の継続が困難となった場合は、北陸地方整備局及び事業者との間で本事業の継続の可否について協議を行う。
- イ 一定の期間内に上記アの協議が調わない場合は、北陸地方整備局が協議の内容を踏まえ、本 事業の継続の可否を決定することとし、北陸地方整備局は、事前に事業者に通知することに より、事業契約を解除できる。
- ウ 事業契約を解除する場合の措置については、事業契約の定めに従う。
- エ 不可抗力の定義については、事業契約に定める。

# 3. 金融機関等との協議

北陸地方整備局は、本事業の安定的な継続を図ることを目的として、事業者に本事業に関する 資金を供給する金融機関等と協議を行い、当該金融機関等と直接協定を締結することがある。

# 第7章 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

## 1. 法制上及び税制上の措置に関する事項

事業者が本事業を実施するにあたり、法令の改正等により、法制上又は税制上の措置が適用される場合には、それによることとする。

なお、北陸地方整備局は、現時点では、本事業に係るこれらの措置等を想定していない。今後、 法制や税制の改正により措置が可能となる場合は、北陸地方整備局は当該措置の適用以降の事業 契約上の措置について検討を行うものとする。

## 2. 財政上及び金融上の支援に関する事項

事業者が本事業を実施するにあたり、財政上及び金融上の支援を受けることができる可能性がある場合は、北陸地方整備局はこれらの支援を事業者が受けることができるように努めるものとする。

## 3. その他の措置及び支援に関する事項

北陸地方整備局は、事業者による事業実施に必要な許認可等の取得に関し、必要に応じて協力する。また、法改正等により、その他の支援が適用される可能性がある場合は、北陸地方整備局は、必要に応じて協力する。

# 第8章 その他特定事業の実施に関し必要な事項

## 1. 問合せ先

本事業に関する問合せ先は、以下のとおりである。

国土交通省 北陸地方整備局 道路部 交通対策課

住所:〒950-8801 新潟市中央区美咲町1丁目1番1号 新潟美咲合同庁舎1号館

TEL: 025-280-8883 (直通)

Mail: hrr-kurosakipfi@hrr.mlit.go.jp

なお、実施方針等の内容について電話での直接回答は行わない。

## 2. 情報公開及び情報提供

本事業に関する情報提供は、北陸地方整備局ホームページを通じて適宜行う。

(https://www.hrr.mlit.go.jp/road/pfi/index.html)

# 3. 実施方針に関する説明会及び質問・意見の受付等

## (1) 実施方針に関する説明会

実施方針に関する説明会は開催しない。

## (2) 設計図書等の閲覧

本事業に応募する民間事業者は、以下の資料を閲覧することができる。ただし、資料の貸与はできない。

資料名:国道41号黒崎電線共同溝予備設計(令和4年3月)

閲覧場所:国土交通省 北陸地方整備局 富山河川国道事務所 道路管理第二課

閲覧期間: 令和4年7月6日(水)から入札公告日の前日までの休日を除く毎日9時00分

から17時00分まで。

問合せ先:事前に希望日について、以下の問合せ先に連絡すること。

国土交通省 北陸地方整備局 富山河川国道事務所 道路管理第二課

住所: 〒930-8537 富山県富山市奥田新町2番1号

TEL: 076-443-4724

#### (3) 実施方針に関する質問・意見受付

北陸地方整備局は、実施方針に記載された内容に関する質問・意見を以下のとおり受け付ける。

受付期間:令和4年7月6日(水)から7月13日(水)17時まで

提出先:第8章1.の問合せ先

作成方法:「実施方針等への質問書」(様式1)、「実施方針等への意見書」(様式2)を用いる

こと。

提出方法:電子メールの添付ファイルとして第8章1.の問合せ先に送信し、電話により着信

を確認すること。

## (4) 実施方針に関する質問回答

上記(3)により受け付けた質問及びこれに対する回答は、北陸地方整備局ホームページにおいて公表する予定である。なお、実施方針の内容について電話での質問受け付け回答は行わない。また、質問者の競争上の地位その他正当な利益の保護の観点から、不開示とすることが妥当であると判断したものについては、質問及び回答を公表しない場合がある。

## (5) 意見に対するヒアリング

上記(3)で受け付けた実施方針に関する意見のうち、北陸地方整備局が必要と判断した場合、 当該提出者から直接ヒアリングする場合がある。

## (6) 実施方針の変更

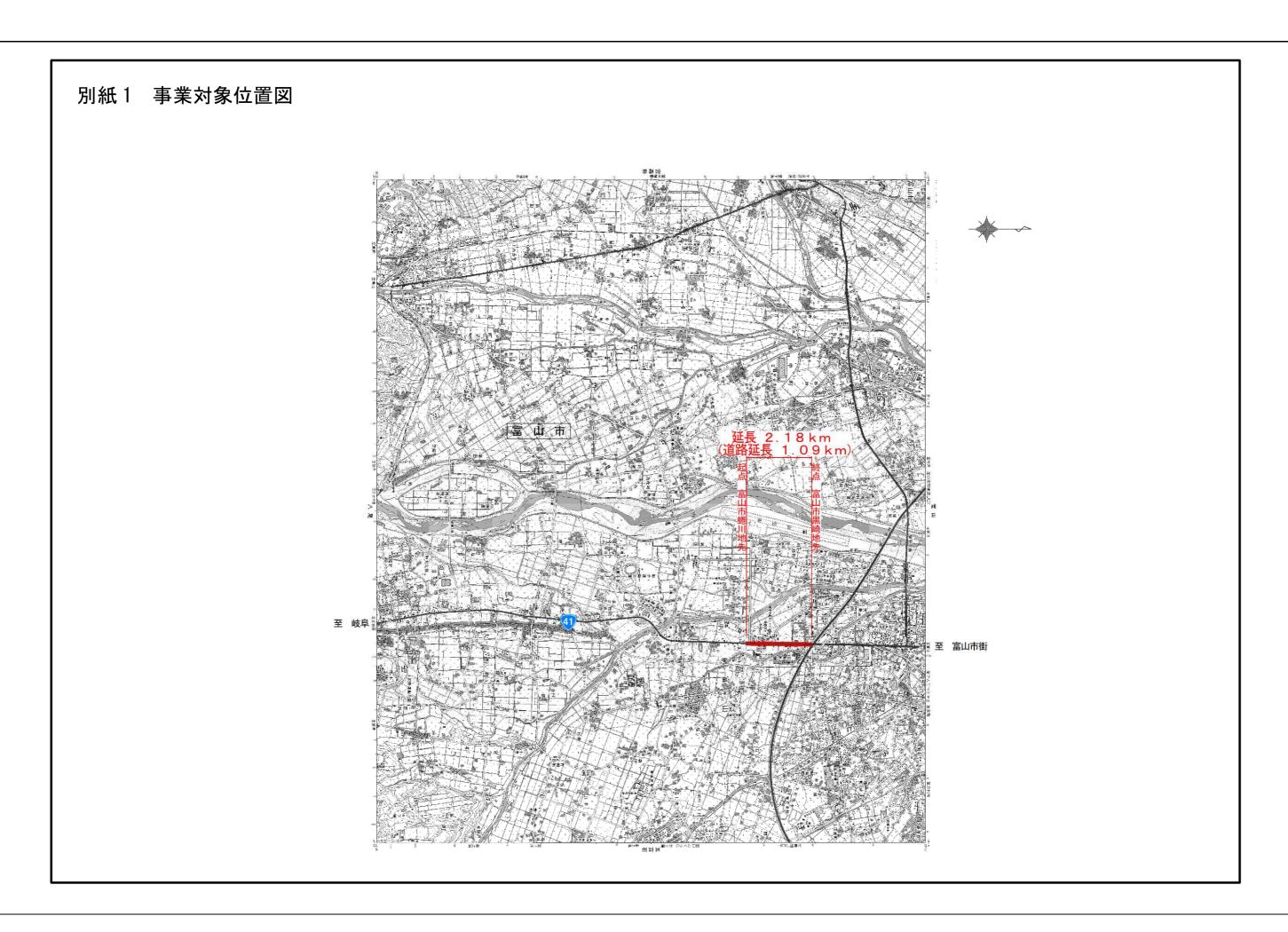
北陸地方整備局は、実施方針公表後における民間事業者からの意見等を踏まえ、特定事業の選定までに実施方針の内容を見直し、変更することがある。変更した場合は、第8章2.の北陸地方整備局ホームページにおいて速やかに公表する。

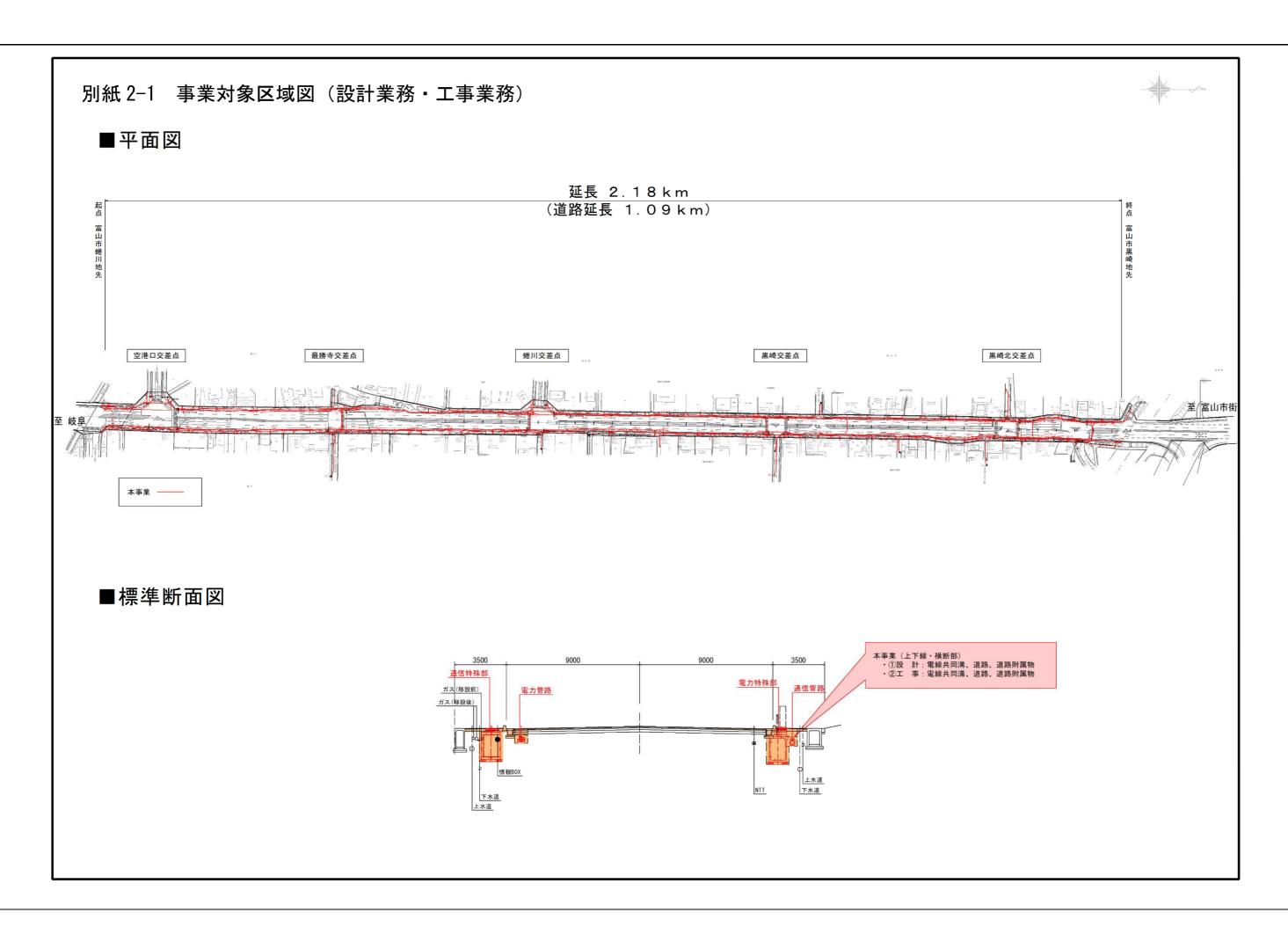
## 4. 使用言語

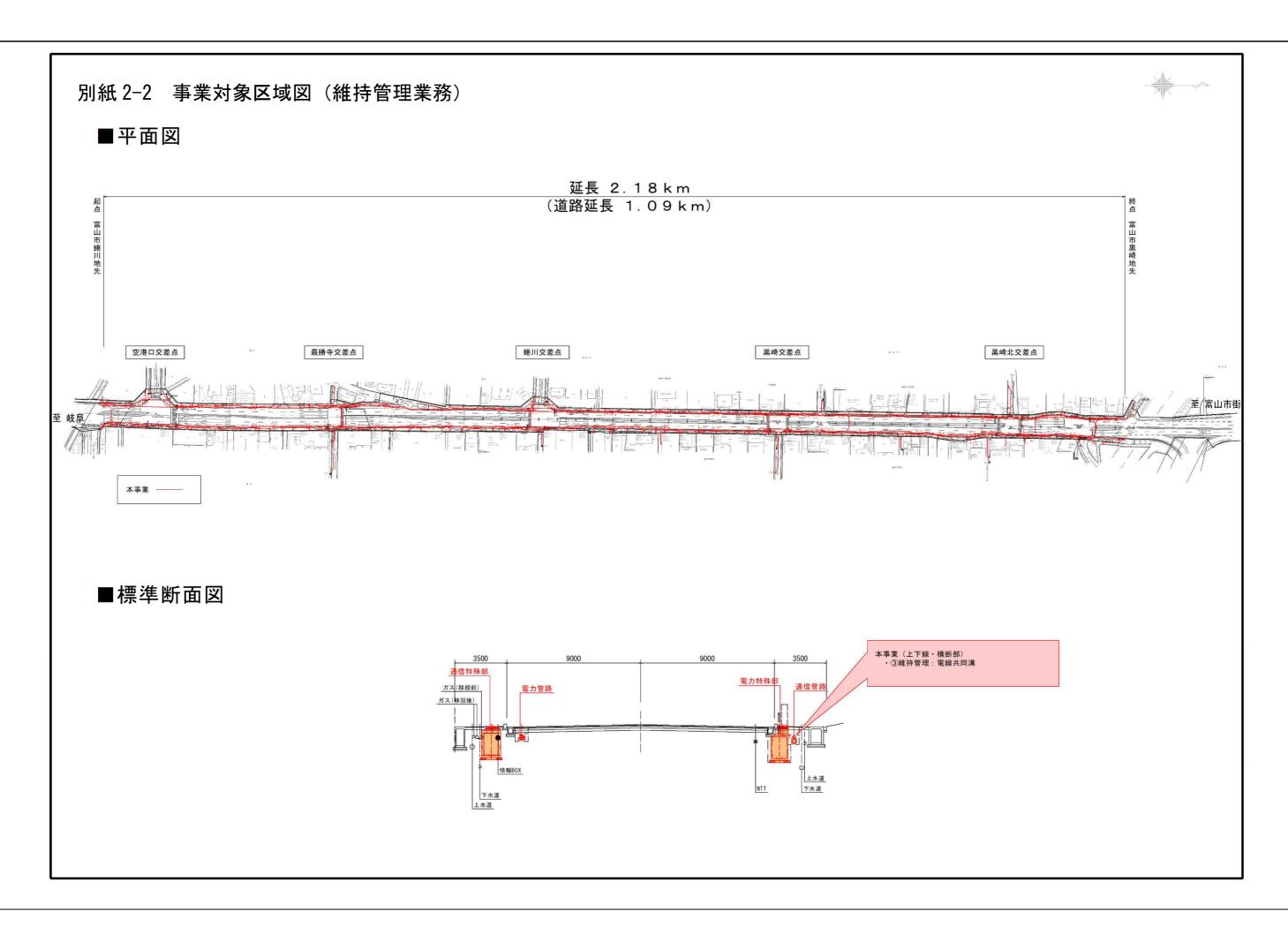
本事業に関して使用する言語は日本語とする。

## 5. 提出書類の作成に関する事項

提出書類の作成及び提出等に係る費用は応募者の負担とする。







# 別紙3 リスク分担表

<「負担者」の凡例>

○:リスクが顕在化した場合に原則として負担する

△:リスクが顕在化した場合に限定的に負担する

空欄:原則としてリスク負担がない

	リスク				としてリスク 負担者	XI-10 -6.1
段階	分類	番号	リスク内容	国	事業者	説明
共通	選定企業等のリスク	1	業務を委託し、又は請け負わせる選 定企業その他の第三者(その使用人 を含む。)の使用に係る責任		0	選定企業等の責めに帰す事由は、 事業者の責に帰す事由とみなす。 また、選定企業等を当事者又は関 係者とする紛争、起訴等に起因す る増加費用又は損害については、 事業者が負担する。
	支払い遅延	2	国の支払いの遅延	0		国は事業者に遅延利息を支払う。
	リスク	3	事業者の国への支払いの遅延		0	事業者は国に遅延利息を支払う。
	資金調達 リスク	4	本事業の実施に関する費用の事業者 の資金調達に関する責任		0	
	金利変動リスク	5	基準金利確定の日までの金利変動に よる資金調達コストの増加	0		事業契約締結後、特定の時期(施 設の完成引渡日以前)に、基準金
		6	基準金利の確定の日以降の金利変動 による資金調達コストの増加		0	利を入札時のものから改定し、確 定することを予定している。
	国の関連業務に関するリスク	7	国が道路に関連して別途発注する業務において、国が使用する第三者 (その使用人を含む。)に係る責任。	0		ただし、事業者による当該第三者 との調整が不適当であったと認め られる場合を除く。
		8	消費税又は地方消費税の税率変更に よる増加費用	0		
	税制変更リスク	9	消費税又は地方消費税以外で、すべ ての者に影響する税制の変更又は新 設による増加費用		0	
		10	本事業又は国が所有する道路の建設、維持管理に特別に又は類型的に影響を及ぼす税制の変更又は新設による増加費用	0		
	法令変更リスク	11	合理的な防止手段を期待できず、本 事業の遂行上重大な支障を与えると 認められる法令変更又は新設による 増加費用 上記以外の法令変更又は新設による	0		ただし、事業の継続に過分の費用 を要する場合は、契約を解除でき るものとする。
		12	増加費用		0	

	リスク			1	 負担者	
段階	分類	番号	リスク内容	国	事業者	説明
共通	不可抗力	13	電線共同溝整備業務における不可抗 力により生じる増加費用又は損害 (期間変更に伴う費用、施設の損壊 に伴う費用、調査費用等を含む。)	0	Δ	増加費用又は損害について、工事費等の1%相当額までを事業者が負担し、これを超えた金額を国が負担する。数次にわたり不可抗力が発生する場合、電線共同溝整備期間の累計額に対して適用する。ただし、保険等によるてん補がある場合は、増加費用及び損害からこれを控除して上記を適用する。なお、本事業の継続に過分の費用を要する場合は、契約を解除できるものとする。
	リスク	14	維持管理業務における不可抗力により生じる増加費用又は損害(期間変更に伴う費用、施設の損壊に伴う費用、調査費用等を含む。)	0	Δ	増加費用又は損害について、当該 年度の維持管理費の1%相当額ま でを事業者が負担し、これを超え た金額を国が負担する。数次にわ たり不可抗力が発生する場合、1 年度間の累計額に対して適用す る。ただし、保険等によるてん補 がある場合は、増加費用及び損害 からこれを控除して上記を適用す る。なお、本事業の継続に過分の 費用を要する場合は、契約を解除 できるものとする。
		15	国の指示による要求水準の変更によ り生じる増加費用	0		
	要求水準変更リスク	16	法令の変更又は新設、税率の変更、 技術革新等による、事業費の減額を 目的とした要求水準の変更又は業務 遂行方法の採用が可能であると認め られた場合の事業費の減額		0	
	許認可取得 遅延リスク	17	許認可の取得・維持に関する責任及 び損害(許認可取得の遅延から生じ る増加費用を含む。)		0	ただし、国が許認可を取得する必要がある場合を除く。
	知的財産権侵害リスク	18	本事業の実施に当たり第三者の知的 財産権等を侵害し、又は事業者が作成した成果物等が第三者の知的財産 権等を侵害した場合に、第三者に生 じた損害の賠償		0	
	要求水準の確保に係るリスク	19	要求水準の達成に疑義が生じた場合 の検査のために、又は要求水準を達 成しない、若しくは達成しないおそ れがあると判断された場合の修補、 改善等のために生じた増加費用		0	

en att.	リスク			Í	負担者	-V 80
段階	分類	番号	リスク内容	国	事業者	説明
共通	住民運動に関するリスク	20	無電柱化の導入に関する住民団体等 の反対運動への対応及びそれに起因 する事業期間の変更、契約解除等に 伴う追加費用	0	0	「国」の提示条件に対する地域住 民等の要望活動又は訴訟に起因し て増加費用が生じる場合は、当該 増加費用を合理的な範囲内におい て国が負担、その他については事 業者が負担する。
		21	電線共同溝等の施工及び管理に関す る住民の反対運動への対応及びそれ に起因する事業期間の変更、契約解 除等に伴う追加費用		0	
電線共同溝の	土地の瑕疵に関するリスク	22	事業契約締結前に予期することがで きない土地の瑕疵に起因する増加費 用	0		
設計	国の貸与資料に 関する リスク	23	敷地に関する国の貸与資料の誤り、 欠如、不明瞭等に起因する増加費用	0		
	調査に関するリスク	24	国による敷地に関する調査の未実 施、不備、誤り等に起因する増加費	0		
		25	事業者による敷地に関する調査の未 実施、不備、誤り等に起因する増加 費		0	
	設計変更に関す	26	国の帰責事由による設計変更による 増加費用又は損害	0		
	るリスク共通	27	事業者の帰責事由による設計変更に よる増加費用又は損害		0	
	設計図書の瑕疵	28	国が実施した予備設計(参考)の瑕 疵による増加費用又は損害		0	予備設計(参考)はあくまで参考 として貸与する。
	リスク	29	本事業の設計業務の成果の瑕疵によ る増加費用又は損害		0	
		30	本事業の実施が近隣住民の生活環境 に与える影響の調査及び合理的に要 求される範囲での近隣対策の実施に 係る責任及び費用		0	
	環境対策 リスク	31	本事業の実施に関して、国の帰責事 由により生じた近隣住民等の要望活 動・訴訟に起因する増加費用	0		
		32	本事業の実施に関して、国の帰責事 由以外により生じた近隣住民等の要 望活動・訴訟に起因する増加費用		0	

	リスク			1	<b>負担者</b>	
段階	分類	番号	リスク内容	国	事業者	説明
電線共同溝の整備・引渡		33	国の帰責事由による引渡しの遅延による増加費用	0		国は増加費用を負担する。ただ し、未実施の管理業務相当分の対 価については支払わない。
	引渡し遅延リス ク	34	与条件として明示していない地中障 害物の処理によるもの	0		
		35	事業者の帰責事由による引渡しの遅 延による増加費用又は損害		0	事業者は国に損害遅延金を支払 う。
ΰ	工事中止・	36	国の帰責事由による工事の全部又は 一部の一時中止による増加費用	0		
	中断リスク	37	事業者の帰責事由による工事の全部 又は一部の一時中止による増加費用		0	
	臨機の措置に関 するリスク	38	災害防止等のための臨機の措置に要 した費用(不可抗力に起因する場合 を除く)	0	0	施設費の範囲において事業者が負担することが明らかに適当でないと認められる部分については国が、その他については事業者が負担する。
	第三者への損害リスク	39	工事の施工に伴い通常避けることのできない騒音、振動、大気汚染、地盤沈下、地下水の断絶、水質汚濁等の理由により、工事の施工について第三者に及ぼした損害	0	0	「設計図書等」の内容如何にかか わらず「本施設」の整備を行う上 で避けることのできないものと国 が判断する場合は協議。
		40	上記以外で、国の帰責事由により、 工事の施工について第三者に及ぼし た損害	0		ただし、保険によりてん補された 部分を除く。
		41	その他国の帰責事由以外で、工事の 施工について第三者に及ぼした損害		0	
	部分使用による 損害リスク	42	引渡し日前の国の施設の利用による 増加費用又は損害	0		
	契約不適合リスク	43	契約不適合にかかる修補及び履行の 追完並びにこれに要する費用(又 は、当該契約不適合が重要なもので なく、かつその修補に過分の費用を 要する場合の修補に代わる損害賠 償)		0	事業契約に定める契約不適合責任 期間は、施設の引渡し後2年以内 (当該契約不適合が事業者の故意 若しくは重大な過失により生じた 場合については10年以内)
	物価上昇リスク	44	施設整備期間中の賃金水準又は物価 水準の上昇による電線共同溝整備費 の増加	0	Δ	ただし、特殊な要因又は予期する ことのできない特別な事情によ り、著しく、急激な価格水準の変 動が生じた場合については、施設 整備費の変更について国と協議で きる。
	事業用地の維持 保全リスク	45	施設整備期間中の敷地の維持保全及 びこれに要する費用		0	

	11 -> 5-	リスク		3. 1-12 <del>- 12</del> -		
段階	リスク 分類	番号	リスク内容		事業者	説明
	刀規			国	争兼石	###### の物団 > 100 - マ 主要 サ
管理			(() 中間 1 体のよりの時機の世界に再			維持管理費の範囲において事業者
4	臨機の措置に関	4.0	災害防止等のための臨機の措置に要			が負担することが明らかに適当で
	するリスク	46	した費用(不可抗力に起因する場合	0	0	ないと認められる部分については
	9 3 9 7 9		を除く)			国が、その他については事業者が
						負担する。
			国の帰責事由により、維持管理業務			
		47	の実施について第三者に及ぼした損	0		
	第三者への		害(騒音、振動等の理由によるもの			
	損害リスク		を含む。次に同じ。)			
	IAC 2 2 2 2		国の帰責事由以外により、維持管理			
		48	業務の実施について第三者に及ぼし		0	
			た損害			
		40	国の帰責事由による施設の損傷を復			
		49	旧するための費用	0		
		<b>5</b> 0	事業者の帰責事由による施設の損傷			
	施設の	50	を復旧するための費用		0	
	損傷リスク		国又は事業者のいずれの責めにも帰			
			   さない事由による施設の損傷を復旧			国は事業者に生じた増加費用を負
		51	するための費用(不可抗力に起因す	0		担する。
			る場合を除く。)			
	占用物件への 損害リスク		事業者の帰責事由により、管理業務			
		52	の実施について電線共同溝に入溝す		0	
			る占用物件に与えた損害			
	管理業務の 開始遅延・中止・		国の帰責事由による管理業務の全部			
		53	又は一部の開始遅延、中止又は中断	0	0	国は事業者に生じた増加費用を負
		55	による維持管理費の減額			担する。
			事業者の帰責事由による管理業務の			
	中断リスク	54	全部又は一部の開始遅延、中止又は		0	
		01	中断による維持管理費の減額			
	物価上昇		管理中の賃金水準又は物価水準の上			一定の条件を満たす場合について
	リスク	55	界による維持管理費の増加	0	Δ	は、維持管理費を改定する。
	9.77					は、推行官珪貨を以足りる。
契約終了			契約の終了時又は解除時に、事業者			
終	医小豆类		(選定企業その他の第三者を含む。)		0	
•	原状回復 リスク	56	が所有する設備その他の物件等を電			
解除	9.49		線共同溝から撤去するとともに、事			
ly.			業場所を業務運営に支障のない状態			
			に復旧する費用			
	移行期間		契約解除通知時から引渡し又は業務			
	保全リスク	57	引継ぎの完了の時までの施設の出来		0	
			形又は施設の維持保全に要する費用	1_		
		58	国の帰責事由による契約解除	0		
		59	事業者の帰責事由に契約解除		0	事業者は国に違約金を支払う。
	契約解除	60	   不可抗力に起因する契約解除	0	0	国及び事業者は応分に増加費用又
	リスク	- *	. 400001-1-1-1 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0			は損害を負担する。
		61	   法令変更に起因する契約解除	0	0	国及び事業者は応分に増加費用又
		Ü.			Ŭ	は損害を負担する。

### Summary

1. Administrators of public facilities:

NAITO Masahiko, Director-General of Hokuriku Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

2. Classification of the service to be produced:

41, 42

3. Subject matter of the contract

PFI-based design, construction and maintenance of the Kurosaki Common-Use Cable Tunnel

(BTO-scheme)

4. Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification:

October 2022 (Details to be announced.)

5. Contact point for the project:

Traffic Measures Division, Road Department, Hokuriku Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism, 1-1-1, Misaki-cho, Chuo-Ward, Niigata City, Niigata Prefecture, No. 1 Niigata-Misaki Government Building, 950-8801, Japan

TEL 025-280-8883

## 様式1 実施方針等に関する質問書

令和 年 月 日

# 実施方針等への質問書

「国道41号黒崎電線共同溝PFI事業」に関する実施方針等について、次のとおり質問がありますので提出します。

	会社名	
	所属	
提出者	担当者名	
	電話	
	FAX	
	E-mail	

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	内容
	方針に関す						
	実施方針	1	第1章	1	(5)	事業目的	
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
	他資料に関						
-	要求水準書(案)	6	第2章	1	(1)	一般事項	
16							
17							
18							
19							
20							
21							
22							
23							
24							
25							
26							
27							
28							
29							
30	立を					2.1	

<sup>\*</sup>適宜、行の挿入・削除を行ってください。

令和 年 月 日

## 実施方針等への意見書

「国道41号黒崎電線共同溝PFI事業」に関する実施方針等について、次のとおり意見がありますので提出します。

	会社名	
	所属	
提出者	担当者名	
	電話	
	FAX	
	E-mail	

	次小力	-	ᆂᄚᄆ	and D	AN TE E	市口夕	中郊
No.	資料名			甲埧日	小垻日	項目名	内容
■実施方針に関する事項 (記載例)   実施方針   1   第1章   1   (5)   事業目的							
	美施万針	1	第1章	1	(5)	事業目的	
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
	他資料に関	員する	事項				
	要求水準書(案)		第2章	1	(1)	一般事項	
16							
17							
18							
19							
20							
21							
22							
23							
24							
25							
26							
27							
28							
29							
30	 立	I →	V(-1 17.			\$ C	

<sup>\*</sup>適宜、行の挿入・削除を行ってください。